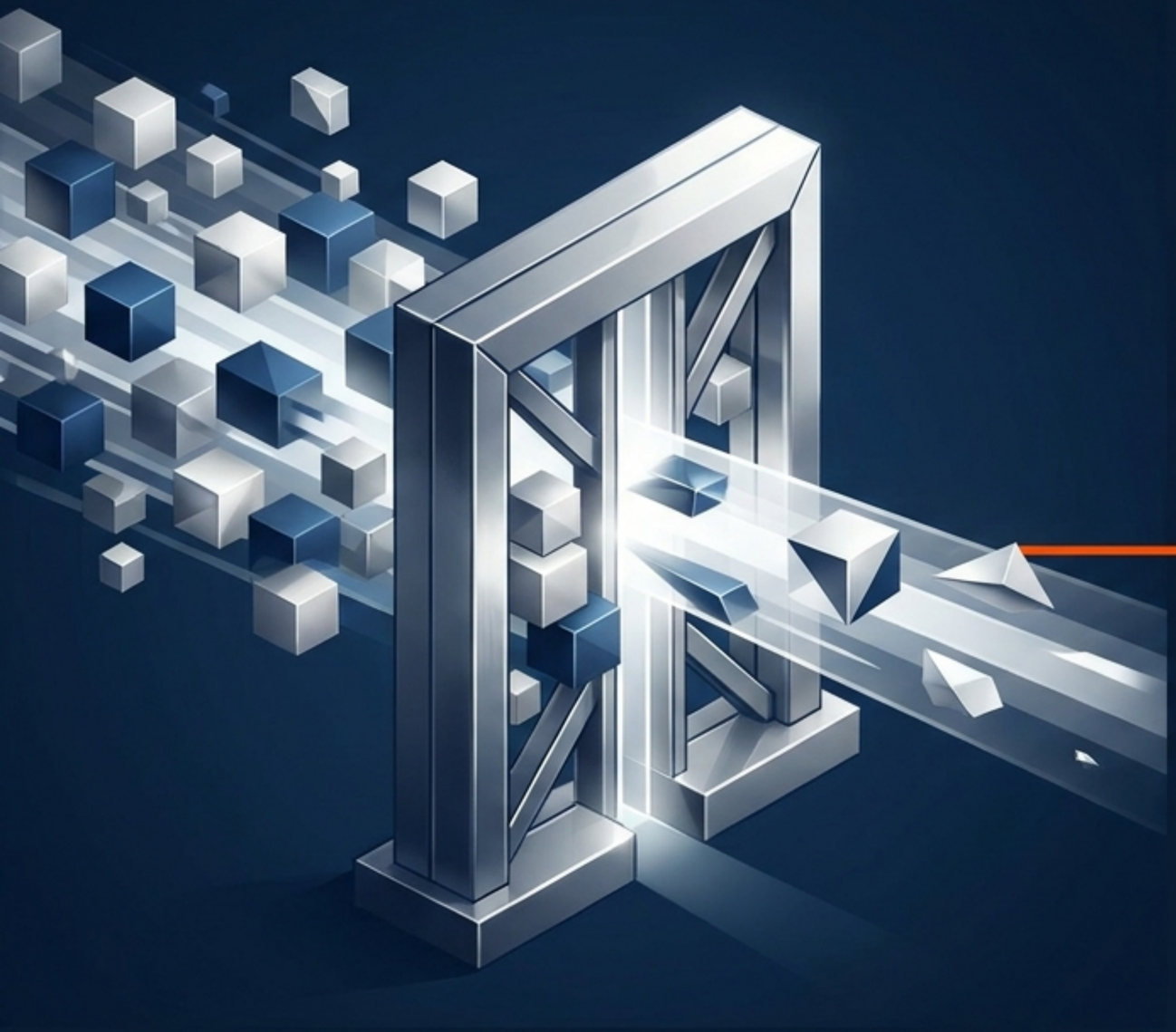


中国知財・AI生成特許出願の最前線

南京市プレ審査問題視事例の真相と日本企業の実務対策

Executive Briefing

2026年10月29日

Gemini Notebook

本レポートの3つの重要インサイト（Executive Summary）



【事実関係】

「AI生成による却下」は地方のプレ審査での事象

AI生成を理由とした却下事例は実在するが、それは南京市等の「地方のプレ審査（入口）」での出来事であり、国（CNIPA）による公式な特許要件の実体的却下ではない。



【法的根拠】

「AI禁止」ではなく「不誠実・非正常出願」としての処理

AI生成そのものを禁じる国の明文規定はない。しかし、AIによるランダム生成や寄せ集めは「非正常出願（不誠実な出願）」とみなされ、厳しく取り締まられている。



【実務対策】

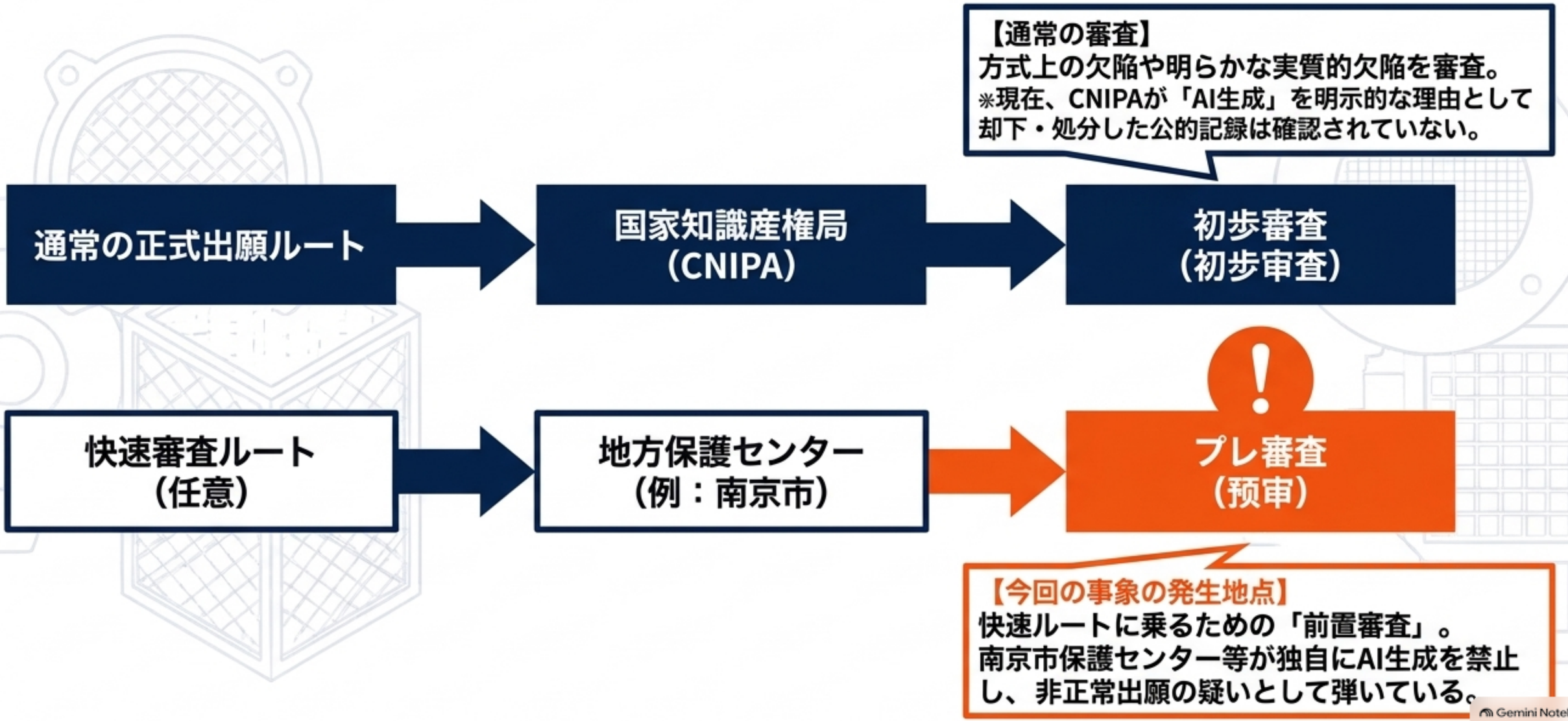
AIは「補助」に限定し、現地代理人の管理を徹底する

日本企業はAIの利用を補助目的に留め、利用履歴を記録に残すとともに、現地の特許事務所（代理機構）のAI利用方針を書面で厳格に管理する必要がある。

Gemini Notebook

制度構造：ニュースで問題視されたのは「どの審査」か？

SNS等で「国家知識産権局がAI専利を見抜いて却下した」という誤解が散見されるが、事実関係のレイヤーが異なる。



Gemini Notebook

「初歩審査」と「プレ審査」の決定的な違い

中国の実務において、この2つの手続は実施主体も法的帰結も全く異なる。

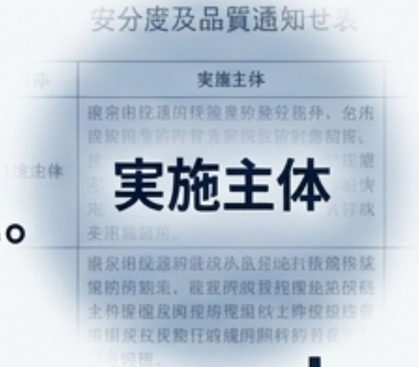
項目	初歩審査（初步审查）	プレ審査（预审）
実施主体	国家知識産権局（CNIPA）	国家級知識産権保護センター （地方機関。例：南京市）
時期・目的	正式出願の後。方式欠陥や 明らかな実質的欠陥の審査	正式出願の前（任意）。 快速審査ルートに入るための事前審査
不備の帰結	補正通知、審査意見通知、 却下（驳回）	プレ審査不通過、資格停止等 （※CNIPAの公式却下ではない）

※実用新型の初歩審査においても、理論上は「明らかな実質的欠陥」としてAI生成が扱われ得るが、明示的な通知書の実例は現時点で未確認である。

Gemini Notebook

事象の深掘り：南京市保護センターによる「AI直接生成禁止令」

2025年6月4日、南京市は出願書類へのAI使用に対する厳格な独自規制を通知した。



【禁止事項】

- 出願書類にAIで「直接生成した内容」を使用すること。
- 実験データ報告などの「研究開発証明資料」をAIで生成すること。

【違反時のペナルティ】

- プレ審査の**不通過**および**品質告知書**の発出。
- 悪質な場合は**プレ審査資格の一時停止**、ネガティブリスト入り。
- 極めて重大な場合は**行政機関に通報**し、**行政処罰**を建議。

【検出メカニズム】

- テキスト検出ツールによる原創性（オリジナル性）の分析。
- 審査専門家による合理性・論理性の評価。
- 出願人に対する説明および補強資料の要求。

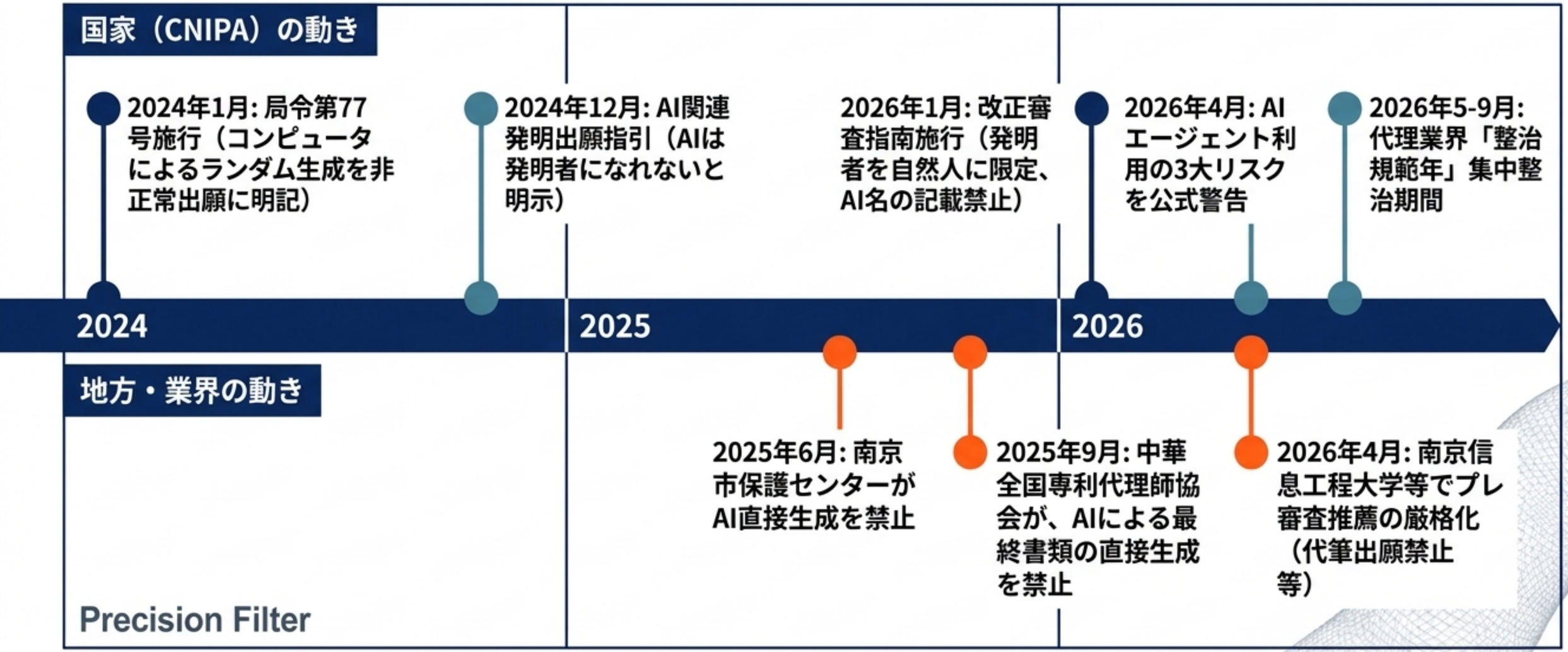
【品質通告の実態】

2025年4-6月分の品質通告において、実際に「AI生成技術内容」が非正常出願の疑いとして指摘された（例：スマート食堂、電力大規模モデル等）。

Gemini Notebook

AI出願規制をめぐる包囲網の形成（2024–2026年）

国が「人間による発明」の原則を固める中、地方や業界団体が先んじて実務的なAI排除へと動いている。



Precision Filter

Gemini Notebook

中国はAI生成出願をどう法的に処理しているのか？

「AI生成そのものを禁じる明文規定」はない。既存の「不誠実な出願」を排除する枠組み。[illegible]組みに当てはめて処理されている。

非正常出願（Abnormal Applications）&誠実信用原則

根幹原則：実施細則第11条「誠実信用原則」
（出願は真実の発明創造活動を基礎とし、虚偽を行ってはならない）

局令第77号（非正常出願の類型）による捕捉

- （二）既存技術の抄襲・単純置換・寄せ集め
- （三）コンピュータ技術等による主たるランダム生成
- （四）技術特徴の過度な堆砌（積み上げ）

【実務上の解釈】

AIで大量に生成・寄せ集めた出願は、上記の非正常出願類型に直接該当する。一方で、「AIを補助的に使った」という事実だけで直ちに却下されるわけではない（AI補助とAI直接生成の線引き基準は未公表）。

Gemini Notebook

CNIPAの公式警告：AIエージェント利用における「3つの致命的リスク」

2026年4月1日、CNIPAはOpenClaw等のAIエージェントによる出願書類作成に対し、明確な注意喚起を行った。

【機密性】

① 技術情報の漏洩
技術交底書（発明提案書）などが外部AIに流出し、新規性を喪失したり他者に先に出願されたりするリスク。



【法的適合性】

③ 不誠実出願
AIで無から生成・編造・寄せ集めた出願は、誠実信用原則に真っ向から違反する。

【品質】

② 実質的欠陥（ハルシネーション）
AIの幻覚による論理矛盾や技術特徴の不明確さにより、適切な特許保護を得られないリスク。

【違反時のペナルティ】
一定数に達した場合、出願人には警告・罰金。代理機構 (特許事務所) は執業許可の取消、代理師は資格証の取消となり、最悪の場合は「重大違法失信名簿」に登録される。

Gemini Notebook

グローバル比較：主要国・機関のスタンスの違い

他国が「発明者適格性」の議論に終始しているのに対し、中国は「出願行為の誠実性」という独自の行政規制の枠組みで取り締まっている。

国・機関	AIの発明者適格	AI利用出願・AI支援発明の扱い
中国（CNIPA）	否定（2026年改正指南等）	非正常出願規制と誠実信用原則で対処。地方センターがプレ審査の入口で独自に禁止・検出する特異な構造。
米国（USPTO）	否定	2024年のAI支援発明ガイダンスを2025年11月に撤回。「AI支援発明に別個の基準はない」とする。
欧州（EPO）	否定（J 8/20）	AI利用自体を理由とする特別な規制は確認されていない。
日本（JPO）	否定（知財高裁 2025.1.30）	現時点でAI利用出願の独自排除は確認されていない。

【Key Insight】：中国市場においては、「誰が発明したか」だけでなく、「出願プロセス（代筆）が真実・誠実か」が厳格に問われる。

Gemini Notebook

今後の見通しと波及シナリオ（Future Outlook）

現行法規による運用をベースとしつつ、規制の網は徐々に**全国・実体審査**へと拡大していくと推測される。



① 法規制の現状維持

審査指南の更なる改正は当面なし

2026年施行版でAI関連の改正を終えたばかり。AI生成明細書を「**独立の拒絶理由**」とする新たな法改正が短期に行われる兆候はなく、当面は**非正常出願**（局令77号）での運用が続く。



② 手続の厳格化

AI利用「**申告義務化**」の可能性

ソフトウェア著作権登記での**誓約導入**や、CNIPAによる代理機構への確認要求を踏まえると、将来、出願時の「**誠実性声明**」に**AI利用の有無**が加わる可能性は否定できない。



③ 規制範囲の拡大

プレ審査から全国初歩審査への波及

南京市の運用が他の保護センターへ波及し、最終的にはCNIPAの受理・初歩審査段階での**全国的なスクリーニング（排査）**へと拡大する可能性がある。



④ 紛争への影響

実体審査・無効審判での争点化

AI生成特有の「**幻覚による矛盾**」や「**サポート不足**」が、実体審査や無効審判において**記載要件違反**として攻撃される場面が増加する（復審でのAI出力証拠不採用事例あり）。

Gemini Notebook

日本企業への実務的示唆（Strategic Playbook）

抽象的なリスクを回避するため、出願プロセスの各フェーズにおいて以下の具体策を徹底する。

社内R&D部門

☑ AIは「補助」に限定する

発明の着想・課題・解決手段は人間が担う。AIで発明内容を創出したり、実施例・実験データを生成・補完することは厳禁。

☑ 証跡（ログ）を保存する

研究ノート、技術交底書、AIを「何に使い、人間がどう検証したか」の履歴を残す。

出願実務プロセス

☑ 発明者を正確に記載する

実際に創造的な貢献をした自然人のみを記載し、AI名義の記載は絶対に行わない。

☑ 人間による全文確認（ハルシネーション対策）

翻訳や下書きにAIを使う場合、技術矛盾が記載不備に直結するため、中国語と技術に通じた人間による推敲を必須とする。

現地代理人（事務所）管理

☑ 代理機構のAI方針を書面確認

技術交底書を外部AIに入力しないこと、人間の代理師が起案・審査責任を負うことを契約や指示書に明記する。処分歴も確認。

☑ プレ審査ルート特有の表現排除

定型的な文体、過度な効果の誇張、技術特徴の単なる積み上げ（堆砌）はAI生成を疑われるため、徹底的に排除する。

Gemini Notebook

調査の限界と免責事項

本ブリーフィング資料は、以下の前提および調査の限界（調査時点：2026年10月29日）に基づき作成されています。

- 一次資料の限界：南京市の2025年6月の通知は専門メディアの全文転載で確認したものであり、WeChat上のオリジナル原文は取得できていません。また、2025年4-6月分の品質通告の詳細な案件番号等は先行調査時の取得内容に依拠しています。
- 「不在の証明」の困難さ：CNIPAの初歩審査において、AI生成を明示理由とした通知書の実例は本調査では「確認できなかった」ものであり、それが「絶対に存在しない」ことを証明するものではありません。
- 未確認情報の中立的排除：一部報道にある代理機構の大規模処分例やAI検出システムに関する具体的な数値等は、公的機関の一次資料で裏付けが取れなかったため、本資料の根拠からは除外しています。

※本資料は情報の提供を目的としたものであり、個別の法的助言を構成するものではありません。実際の出願にあたっては、中国現地代理人または弁理士にご相談ください。

Gemini Notebook